

議案第59号

天理市下水道条例及び天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正
について

天理市下水道条例及び天理市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように
改正しようとする。

平成30年12月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市下水道条例及び天理市農業集落排水処理施設条例の一部を改
正する条例

(天理市下水道条例の一部改正)

第1条 天理市下水道条例(昭和48年12月天理市条例第36号)の一部を次のよ
うに改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

(使用の態様の変更の届出)

第15条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除するこ
ととなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったと
きその他管理規程で定める使用の態様の変更があったときは、管理規程で
定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

第27条第5号中「第8条」の次に「又は第15条の2」を加え、同条第9号
中「及び」を「若しくは」に改め、「第8条」の次に「若しくは第15条の2」
を加える。

(天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 天理市農業集落排水処理施設条例(平成9年3月天理市条例第16号)
の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

(使用の態様の変更の届出)

第16条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除するこ
ととなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったと

きその他管理規程で定める使用の態様の変更があったときは、管理規程で定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

第24条第4号中「第9条」の次に「又は第16条の2」を加え、同条第8号中「第9条」の次に「若しくは第16条の2」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。